

○東京都市町村職員退職手当組合公印規則

(昭和61年8月26日)
(規則第3号)

改正 平成 6年 4月 1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 東京都市町村職員退職手当組合の公印の寸法、ひな型その他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。

(公印の名称、寸法、ひな型等)

第2条 公印の名称、番号、書体、寸法、用途及び管守者は別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

(公印の調整及び廃止)

第3条 公印の新調、改刻及び廃止は、事務局長が行う。

(公印の保存及び廃棄)

第4条 公印を改刻等のため使用しなくなったときは、その印章及び印影を5年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長が必要と認めたときは、さらに保存期間を延長することができる。

3 保存期間を経過した印章及び印影は、裁断又は焼却の方法により、事務局長がこれを廃棄する。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳(様式第1号)を作成し、公印の新調、改刻又は廃棄のつど必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

(印影の保存)

第6条 公印管守者は、公印を新調し、又は改刻した時及び毎年4月1日(同日が勤務を要しない日に当たるときは、4月2日)現在の公印の印影を印影簿(様式第2号)により保存しておかなければならない。

(公印の事故)

第7条 事務局長は、公印に盗難、紛失又は偽変造等があったときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、組合管理者に届け出なければならない。

(公印の管守)

第8条 公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外、休日及び勤務を要しない日には、容器に鍵を施しておかなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印の押印を求めようとするときは、押印しようとする文書等に決裁済みの書類をそえて、公印管守者の照合を受けなければならない。

(印影の印刷)

第10条 定例的かつ定型的で一時に多数印刷する文書等のうち、公印を押印すべきものについて、事務局長が適当と認めたときは、公印の押印にかえて、印影を刷り込むことができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年9月1日から施行する。
- 2 東京都市町村職員退職手当組合公印規程（昭和40年告示第5号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規則（以下「新規則」という。）施行の際、現に使用中の印章で新規則の別表第1及び第2に規定されている公印に相当するもの並びに旧規程の別表第1及び第2に規定する公印（以下「公印等」という。）は、当該公印等が磨耗等により改刻又は廃止されるまでの間、新規則の別表第1及び第2に規定する当該各公印とみなす。

附 則（平成6年4月1日規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名 称	番 号	書 体	寸 法	用 途	管 守 者
東京都市町村職員退職 手当組合印	1	篆 書	方 30 ミリメ ートル	組合名をもつ てする文書	庶務係長
東京都市町村職員退職 手当組合管理者印	2	同	方 24 ミリメ ートル	管理者名をも つてする文書	同
東京都市町村職員退職 手当組合管理者職務代 理者印	3	同	同	管理者職務代 理者名をもつ てする文書	同
東京都市町村職員退職 手当組合事務局長印	4	同	同	事務局長名を もつてする文 書	同

別表第2

1

東	村	手
京	職	当
都	員	組
市	退	合
町	職	印

2

東	職	組
京	員	合
都	退	管
市	職	理
町	手	者
村	当	印

3

東	職	職
京	員	組
都	退	合
市	職	管
町	手	理
村	当	者
		印

4

東	職	組
京	員	合
都	退	事
市	職	務
町	手	局
村	当	長
		印

様式第1号 (第5条関係)

東京都市町村職員退職手当組合公印台帳

印名					書体・寸法	別表第1 ()
使用開始	年 月 日				用途	
廃止理由	年 月 日				根拠規定	年 月 日
	磨滅 職制変更 その他					
保管者	職名	氏名	保管年月日	返納年月日	印影	(年 月 日押印)
備考						

